

平成 25 年度 第 2 回 医の倫理委員会記録

日 時：平成 25 年 7 月 10 日（水） 9 時

場 所：楠葉学舎 5 号館 3 階 大会議室

出席者：覚道委員長、櫻委員、諏訪委員、西川委員、武田委員、大久保委員、松本委員

欠席者：川合委員

議事

1. 審査

1) 受付番号 4----<承認>

①申請者：堤 義文(歯学研究科 有歯補綴咬合学専攻)

②課題名：インプラント補綴装置と隣接天然歯における歯間離開度の経時的変化について

③【承認となった事由】

研究内容の問題点、提出書類全般の記載内容、提出物の漏れ等、特に問題点が見受けられなかったため承認されるも、使用願の宛先の漢字に誤りがあったため、修正するよう指導。(大阪歯科大学付属病院 ⇒ 附属病院へ)

2) 受付番号 5----<承認>

①申請者：藤井 孝政(有歯補綴咬合学講座 助教)

②課題名：金属代替材料としてグラスファイバーで補強された高強度のコンポジットレジンを用いた 3 ユニットブリッジ治療

③【承認となった事由】

研究内容の問題点、提出書類全般の記載内容、提出物の漏れ等、特に問題点が見受けられなかったため承認されるも、研究計画書の【7.目的】の本文中に「少なくとも 2 年間」という文言を追記するよう指導。

3) 受付番号 6----<承認>

①申請者：神原 正樹(口腔衛生学講座 主任教授)

②課題名：歯の喪失リスク評価に関する研究

③【承認となった事由】

研究内容の問題点、提出書類全般の記載内容、提出物の漏れ等、特に問題点が見受けられなかったため承認されるも、研究計画書と研究実施許可申請書の【研究区分】にある疫学研究にチェックを入れるよう指導。

3) 受付番号 7----<承認>

①申請者：岸本 直隆(歯科麻酔学講座 助教)

②課題名：心理学的介入による全身麻酔術前不安軽減効果の検討

③【承認となった事由】

研究内容の問題点、提出書類全般の記載内容、提出物の漏れ等、特に問題点が見受けられなかったため承認されるも、使用願の宛先の漢字に誤りがあったため、修正するよう指導。(大阪歯科大学付属病院 ⇒ 附属病院へ)

3) 受付番号 8----<承認>

①申請者：中島 章宏(歯学研究科 口腔外科学専攻)

②課題名：下顎枝矢状分割術による下顎前方移動後の骨接合部に及ぼす咬合力の影響に関する生体力学的解析

③【承認となった事由】

研究内容の問題点、提出書類全般の記載内容、提出物の漏れ等、特に問題点が見受けられなかったため承認されるも、研究計画書と研究実施許可申請書の【研究担当者】に記入された口腔外科学第二講座 尾崎 健太の職名を医員から病院医員に修正するよう指導。

3) 受付番号 9----<承認>

①申請者：中島 章宏(歯学研究科 口腔外科学専攻)

②課題名：スケルトルアンカーを用いた歯の移動の影響に関する三次元有限要素法を用いた力学解析

③【承認となった事由】

研究内容の問題点、提出書類全般の記載内容、提出物の漏れ等、特に問題点が見受けられなかったため承認されるも、研究計画書と研究実施許可申請書の【研究担当者】に記入された口腔外科学第二講座 尾崎 健太の職名を医員から病院医員に修正するよう指導。

2. 研究計画の変更申請について

1) 研究期間の変更---<承認>

①申請者：神原 正樹(歯科衛生学講座 主任教授)

研究課題名：食後のガム摂取による学童期口腔保健状況に及ぼす影響に関する研究

承認番号：大歯医倫 第 90507 号

【変更後の内容】

研究期間を平成 25 年 7 月 31 日から平成 26 年 3 月 31 日までに変更。

【承認となった事由】

特に問題点が見受けられず、承認。

2) 研究担当者の削除、背景および意義、方法の変更---<承認>

②申請者：上村 直也(口腔インプラント科 助教)

研究課題名：インプラント治療における咬合接触状態と fMRI による脳賦活状態に関する研究

承認番号：大歯医倫 第 11054 号

【変更後の内容】

- ・研究担当者の項目から口腔インプラント科 准教授 井上 雅裕を削除
- ・背景および意義の項目に文言を追加
- ・方法の項目に文言を追加

【承認となった事由】

特に問題点が見受けられず、承認。

3. 研究計画変更の届出について

1) 研究担当者の変更---《承認》

申請者：保尾 謙三(歯科保存学講座 助教)

研究課題名：各種知覚過敏抑制材の象牙細管封鎖性について

承認番号：大歯医倫 第 110767 号

【変更後の内容】

歯科保存学講座 専攻生 野村 雄司を追加

4. 本学における医の倫理委員会審査対象者について

本学卒業生より本学倫理委員会へ研究課題の審査希望があり、審査が可能かどうかを検討した。

結論としては、本学職員が関わっていない研究課題については、本学の倫理委員会にて審査は行わないこととなった。倫理委員会が設けられている学会もあるため、そちらで審議してもらうよう案内する。

5. 医の倫理委員会 6 月開催について

科研費等の公的資金を受ける際についてのみ、申し出があれば開催とする。

6. その他

1) 9 月講習会の日程について

8 月末に文部科学省より指針の改定がある。改訂内容が分かり次第、講習会日程を確定。

なお、既に受講番号をもっている者に対しては簡易の講習会を開くので受講要請をする。

初めて受講する者に対しては通常通りの講習会を開くこととする。

2) 利益相反確認の文書について

様式を慥副委員が作成するので、各委員が持ち回りで確認することとなった。